

第1章 計画策定の考え方

本章では、計画の位置付けや基本的な考え方などの事項を示します。

1 計画策定の趣旨

生駒市では、平成 11（1999）年3月に制定した「生駒市環境基本条例」に基づき「生駒市環境基本計画」を策定しました。その後、平成 21（2009）年には、「豊かな自然と歴史と未来が融合したまち いこま」をビジョンとして、市民・事業者が参加しやすい具体的行動（プロジェクト）を中心とした第2次生駒市環境基本計画を策定しました。この計画は、一般公募した委員を中心とした体制により策定し、市民・事業者・行政のパートナーシップで実行することを目指しました。その後、平成 26（2014）年に、計画の一部を見直しています。

第2次生駒市環境基本計画は、市民・事業者・行政の協働組織である「生駒市環境基本計画推進会議（通称：ECO-net 生駒）」が中心となって推進してきました。自然環境、せいかつ環境、まち・みち環境、エネルギー環境の4つの分野ごとにビジョンを設定し、各ビジョンで策定したプロジェクト目標の達成に向け、様々な取組を進め、大きな成果をあげてきました。

この間、本市は平成 26（2014）年3月に、低炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの大削減への取組にチャレンジする都市として、国の「環境モデル都市」に大都市近郊型の住宅都市として初めて選定されました。現在は、環境モデル都市アクションプランに基づき、低炭素型のまちづくりと、市民の利便性の向上、産業活性化、防災力の強化などの取組を進めているところです。

第3次生駒市環境基本計画は、第2次生駒市環境基本計画の成果と課題を踏まえた上で、近年の大きな課題となっている脱炭素社会への移行や、循環型社会の形成、自然共生社会の構築などの社会的な要請に対応することを目指して策定するものです。また、同時に、国の第五次環境基本計画にも示されている「SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化」する取組を地域で推進し、本市における環境・経済・社会のそれぞれの課題に統合的に対応することを目指して、策定しました。

2 計画策定の背景

① 本格的な人口減少社会の到来

- ・国内の人口は、平成 20（2008）年にピークを迎え、その後は減少が続いています。総務省の国勢調査によると、平成 27（2015）年の総人口は 1 億 2,709 万人ですが、今後、人口減少が加速し、2050 年頃には 1 億人を下回ると見込まれています。
- ・生駒市は高度成長期から 90 年代前半まで急速な人口増加を続けてきました。しかし、その後は人口増加が鈍化し、平成 25（2013）年をピークに人口減少の時代を迎えていました（P.11 参照）。

② 国の第五次環境基本計画の策定と、SDGs 等の国際的な動向

- ・平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において目標として掲げられたものが「持続可能な開発目標（SDGs）」です。SDGs は、先進国を含め全ての国が、経済・社会・環境の課題に、政府・市民社会・民間セクター等の様々な主体と連携して取り組むことで、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目指すものです。SDGs には、17 の大きな目標と、それらの達成のための具体的な 169 のターゲットが設定されています。
- ・日本政府は平成 28（2016）年 5 月に SDGs の推進本部を立ち上げました。同年 12 月には、17 の目標から、特に日本が優先して達成を目指す 8 つの分野等を定めた SDGs 実施指針を策定し、その実現に取り組んでいます。
- ・また、平成 30（2018）年 4 月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連しており、複雑化してきているとした上で、地球規模の環境の危機を踏まえ、その解決に向うためには、「SDGs の考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要」としており、環境分野の大きな原則として、SDGs の考え方方が組み込まれています。

③ 地球温暖化の顕在化とその対応

- ・平成 27（2015）年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択され、平成 28（2016）年に発効しました。
- ・パリ協定では、「今世紀末の平均気温上昇を 2℃未満に抑える」、「今世紀後半に人为的な温室効果ガスの実質排出ゼロ」といった目標が盛り込まれています。アメリカの脱退等の不規則的な動向は見られますが、世界が本格的な脱炭素社会に向けた取組を加速していくことは確実と考えられます。
- ・日本政府も、パリ協定で新たな温室効果ガス削減目標が採択されたこと等を受けて、平成 28（2016）年に新たな「地球温暖化対策計画」を策定しました。同計画では、パリ協定を受けて日本政府が発表した「2030 年度に 2013 年度比で 26% 削減する」といった中期目標を掲げています。

- 一方、気候変動の影響は、今すぐ対策を取ったとしても、今後数世紀は続くとされていることを受け、政府は平成 27（2015）年に「気候変動の影響への適応計画」を策定し、平成 30（2018）年には、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策を法的に位置づける「気候変動適応法」が制定されました。

コ ラ ム

～ S D G s と は ～

- 平成 27（2015）年9月に、持続可能な社会の実現に向け、人権、平等、貧困、健康、教育、気候変動や環境保全など、地球規模の様々な課題に対する国際的な取組を進めるためにニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、採択されたのが「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」です。
- このアジェンダに記載されたのが、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」です。SDGs は、社会・経済・環境のさまざまな課題等に総合的に取り組むことにより、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。
- このSDGsの考え方方は、行政の計画だけでなく、民間事業者の行動指針等としても広く採用されつつあります。生駒市では、市の最上位計画である「生駒市総合計画」や「生駒市環境モデル都市アクションプラン」などもSDGsの考え方を活用した内容となっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



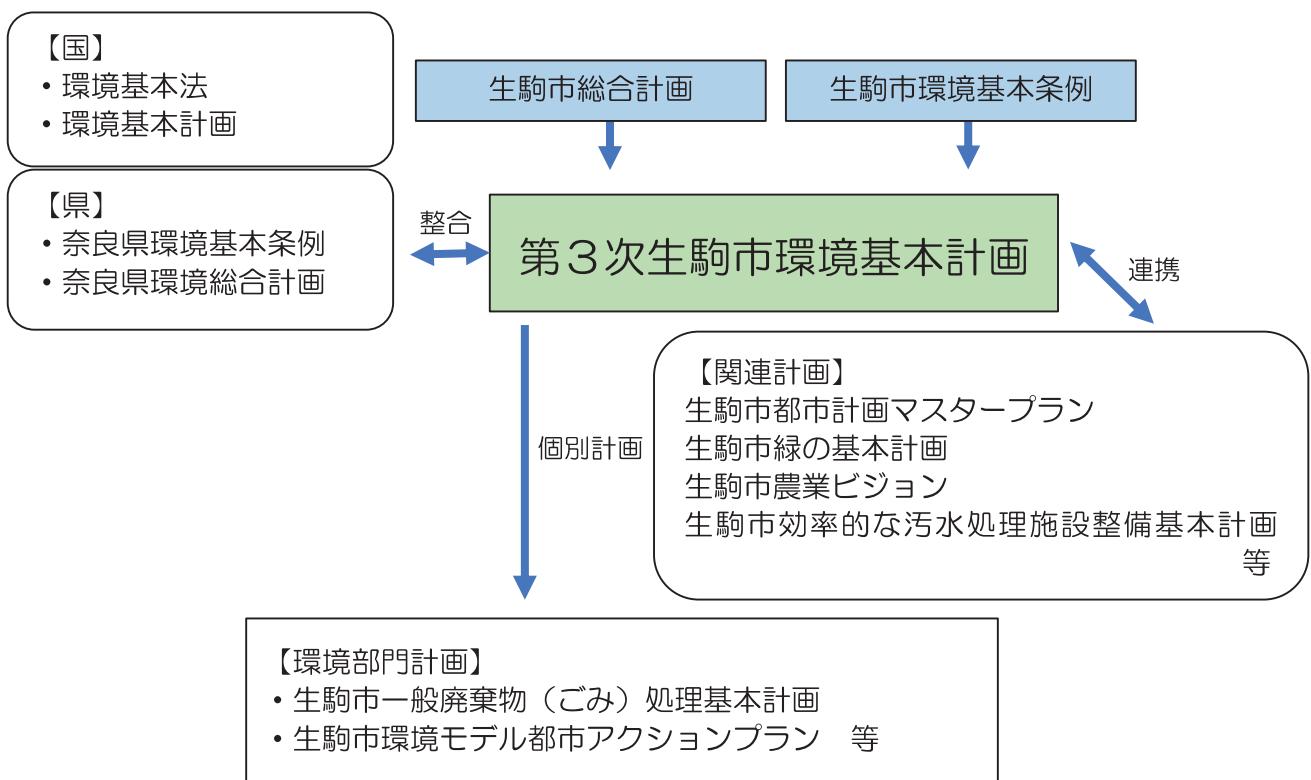
3 計画の基本的事項

①計画の位置付け

本計画は、生駒市環境基本条例第8条の規定に基づき、策定されるものです。また、生駒市における最上位計画である「生駒市総合計画」の理念や目標を環境面から実現するための計画です。

なお、本計画は国や県の計画等とも整合を図るとともに、本市の各種関連計画等とも連携の上、総合的に環境の保全・創造を推進するものです。

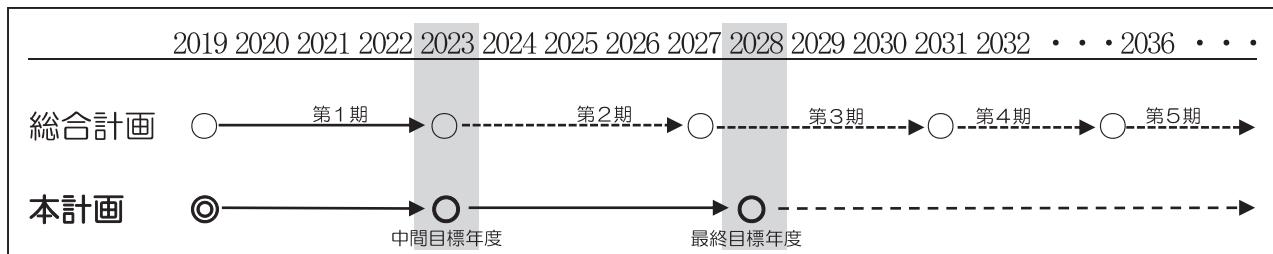
第3次生駒市環境基本計画の位置付け



②計画の期間

第3次生駒市環境基本計画は、平成31（2019）年度を初年度とし、10年後の2028年度を最終目標年度とします。ただし、環境面においては、社会的な動きも速いことから、概ね計画策定後5年を目処として、社会情勢の変化に応じて計画を見直し、更新します。

なお、本計画の達成状況を把握するための代表指標と目標値については、同時期に策定される第6次生駒市総合計画とも整合を図り、総合計画の第1期計画期間である2023年度を中間目標年度とし、5年後の計画見直しに併せて再考します。



③計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」の3つとします。

○計画の対象となる環境の範囲

＜対象となる環境＞

自然環境：里山、農地、緑地、景観、動植物、生態系 など

生活環境：大気、水質、騒音・振動、水辺、資源・廃棄物 など

地球環境：再生可能エネルギー、省エネルギー、地球温暖化緩和策・適応策 など

